# 五　管　区　水　路　通　報

## 第　26　号


- 第 217項　　本州南岸　－　潮岬西南西方　　射撃訓練
- 第 216項　　紀伊水道　－　徳島小松島港、小松島区、第3区　　掘下げ作業
- 第 215項　　阪神港　－　神戸区、第1区　　機器試験
- 第 214項　　阪神港　－　神戸区、第6区　　護岸築造工事
- 第 213項　　阪神港　－　神戸区至尼崎西宮芦屋区　　航泊禁止区域設定
- 第 212項　　紀伊水道　－　徳島小松島港、小松島区、第1区　　航泊禁止区域設定
- 第 211項　　四国南岸　－　室戸岬南方至都井岬東方　　海底地震計等設置
- 第 210項　　大阪湾　－　泉州港付近　　橋梁灯一時移設


---

２０２５年２１７項　　本州南岸　－　潮岬西南西方　　射撃訓練
潮岬西南西方において、航空機による射撃訓練が実施される。
期　間　　令和7年7月25日　0900～1700
区　域　　33-20.0N　135-20.0Eを中心とする半径5海里の円内
海　図　　Ｗ７７（JP共）
出　所　　五本部警備救難部

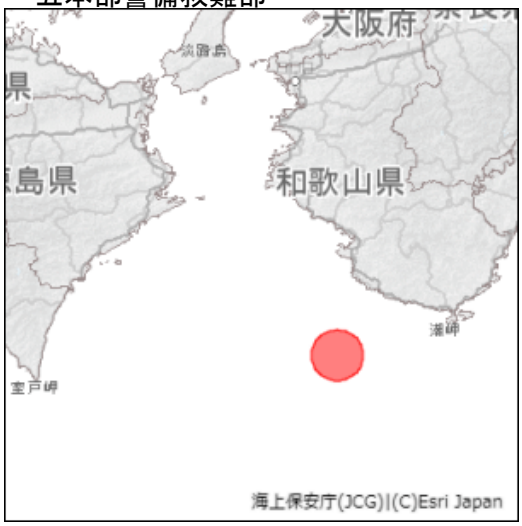


---

２０２５年２１６項　　紀伊水道　－　徳島小松島港、小松島区、第3区　　掘下げ作業
金磯岸壁から赤石岸壁に至る泊地付近において、グラブ浚渫船による掘下げ作業が実施される。
期　間　　令和7年7月22日～9月30日（予備日10月1日～15日）　日出～日没
区　域　　下記4地点により囲まれる区域
　　(1) 33-59-49N　134-36-52E
　　(2) 33-59-36N　134-37-07E（岸線上）
　　(3) 33-59-31N　134-36-58E
　　(4) 33-59-43N　134-36-45E（岸線上）
備　考　　警戒船を配備
海　図　　Ｗ１１２６

出　所　五本部海洋情報部

---

２０２５年２１５項　　阪神港　－　神戸区、第1区　　機器試験
ポートアイランド西方において、潜水士・作業船による機器試験が実施されている。
期　間　　令和7年7月18日まで（予備日7月19日～8月1日）日出～日没
区　域　　下記4地点により囲まれる区域
　　(1) 34-40-23N　135-11-44E
　　(2) 34-40-23N　135-12-01E
　　(3) 34-39-31N　135-12-01E
　　(4) 34-39-31N　135-11-44E
海　図　　Ｗ１０１Ａ（JP共）―Ｗ１０１Ｂ（JP共）
出　所　　阪神港長

---

２０２５年２１４項　　阪神港　－　神戸区、第6区　　護岸築造工事
埋立中区域付近において、起重機船等による護岸築造工事が実施される。
期　間　　令和7年7月14日～令和8年1月23日（予備日を含む）
区　域　　下記4地点により囲まれる区域
　　(1) 34-40-07N　135-15-46E（岸線上）
　　(2) 34-40-01N　135-15-34E
　　(3) 34-39-44N　135-15-46E
　　(4) 34-39-50N　135-15-57E（岸線上）
備　考　　作業区域内に夜間停泊する場合は作業船の位置を示す標識灯を設置
　　警戒船を配備
海　図　　Ｗ１０１Ａ(JP共)

出　所　阪神港長

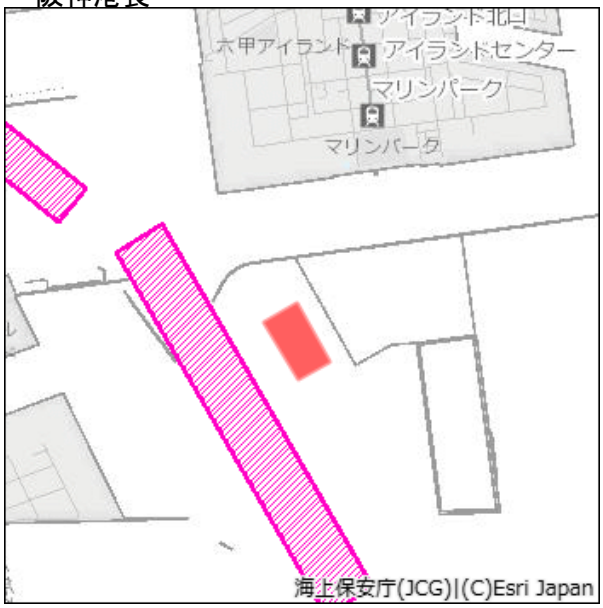


---

２０２５年２１３項　　阪神港　－　神戸区至尼崎西宮芦屋区　　航泊禁止区域設定
阪神港神戸区第3区及び尼崎西宮芦屋区第2区において、一般船舶の航泊が禁止される。
(行事に従事する船舶、官公庁船を除く。)
期　間　　令和7年7月26日　1930～2050
区　域　　下記5地点及び陸岸で囲まれる海域
　　(1) 34-42-30N　135-18-24E（護岸上）
　　(2) 34-42-30N　135-18-20E
　　(3) 34-42-21N　135-18-21E
　　(4) 34-42-18N　135-18-44E
　　(5) 34-42-20N　135-18-44E（護岸上）
備　考　　上記各点及び各点間に区域明示用の標識灯又は灯付浮標を設置
　　警戒船を配備
海　図　　Ｗ１０１Ａ(JP共)
出　所　　阪神港長公示神第7-1号(7.7.7)

---

２０２５年２１２項　　紀伊水道　－　徳島小松島港、小松島区、第1区　　航泊禁止区域設定
東防波堤西側において、一般船舶の航泊が禁止される。
(行事に従事する船舶、現場警戒にあたる巡視船艇を除く。)
期　間　　令和7年7月21日　1900～2130
区　域　　下記4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
　　(1) 34-00-49N　134-35-31E(岸線角)
　　(2) 34-00-49N　134-35-59E(小松島東防波堤北灯台)
　　(3) 34-00-32N　134-35-53E(小松島東防波堤南灯台)
　　(4) 34-00-39N　134-35-29E(岸線角)
備　考　　(1)及び(2)、(3)及び(4)の間に上記区域明示用の黄色灯付浮標を設置
　　警戒船を配備

海　図　W1126
出　所　徳島小松島港長公示第7-1号(7.7.4)

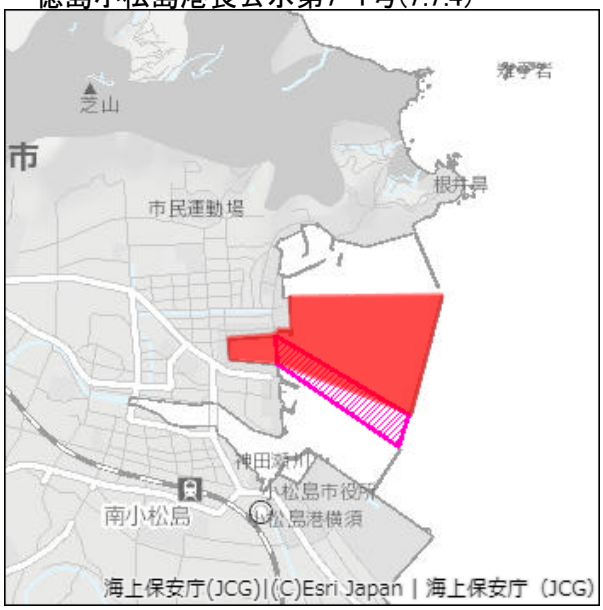


---

2025年211項　　四国南岸 － 室戸岬南方至都井岬東方　海底地震計等設置
室戸岬から都井岬にかけて、海底地震計及び海底線が設置された。
区　域　付図参照
備　考　海底地震計は線上の適宜の位置に設置
海　図　W157
出　所　五本部海洋情報部

---

2025年210項　　大阪湾 － 泉州港付近　橋梁灯一時移設
関空泉州沖連絡橋において、耐震補強工事のため下記の橋梁灯が一時移設され灯高が変更された。
期　間　当分の間
名　称　(1) 関空泉州沖連絡橋橋梁灯(P15灯)(灯台表第1巻3513.24)(34-25.9N　135-16.3E)
　　(2) 関空泉州沖連絡橋橋梁灯(P16灯)(灯台表第1巻3513.25)(34-25.9N　135-16.3E)
備　考　設置位置の約8メートル下方へ移設
海　図　W1103(JP共)
参照書誌　灯台表(411)

出　所　五本部交通部

JR関西空港線
関西国際空港
南海電気鉄道
空港線
阪神高速4号湾岸線
481
関西国際
海上保安庁(JCG)|(C)Esri Japan